

民間金融機関における 実質無利子・無担保融資

制度概要

都道府県等による制度融資を活用し、民間金融機関にも
実質無利子※・無担保・据置最大5年融資を拡大します。
あわせて、信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）の
保証料を半額又はゼロにします。

※一部の都道府県等では、一度事業者に利子分をお支払いいただいた上で、事後的にお支払いいただいた利子分を事業者にお戻しすることで、金利負担が実質的に無利子となる仕組みとしています。

対象要件

国が補助を行う都道府県等による制度融資において、**セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用**した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 (事業性あるフリーランス 含む、小規模のみ)	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者 (上記除く)	保証料1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ

その他の要件

- 融資上限額：6000万円※（拡充前4000万円）
※各都道府県等において準備が整い次第、融資上限額を拡充
- 補助期間：保証料は全融資期間、利子補助は当初3年間
※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。
- 融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）
- 担保：無担保
- 保証人：代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

裏面でよくあるお問合せにお答えします。

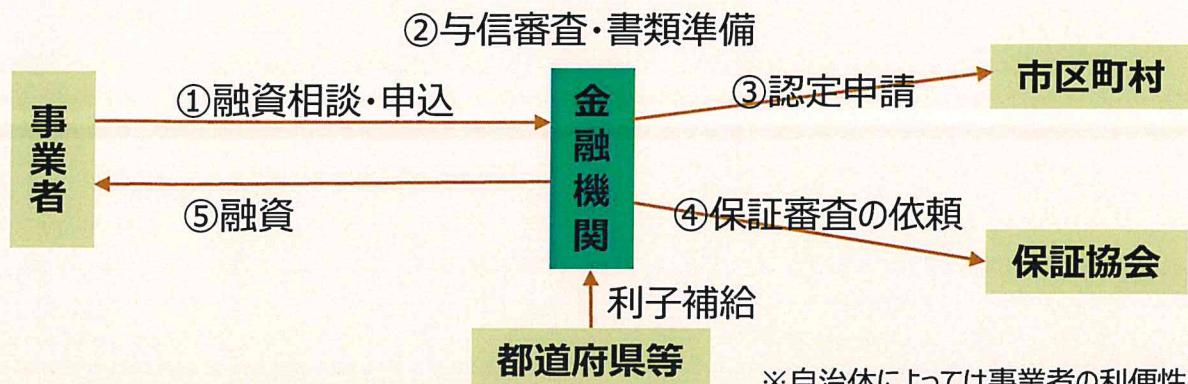
よくあるお問合せ



申請の流れはどのようになりますか？

金融機関がワンストップで効率的、迅速に申請手続きを行います。

まずはお取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。



※自治体によっては事業者の利便性の観点から、若干異なるスキームとなることもあります。



売上高減少要件はどのように判断しますか？

売上高減少要件は、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の適用要件と連動しておりますので、

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証

いずれかの認定書を取得してください。



いつから申込みできますか？

令和2年5月1日より各都道府県等にて制度を開始してありますので、まずはお取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。



申請に必要な情報を教えてください。

- ①市町村認定書(セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれか)
- ②金融機関必要書類
- ③保証協会必要書類など

※具体的にどのような資料が必要となるかは、各金融機関へご相談ください。